

# いじめ防止基本方針

——すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように——

## 初芝橋本高等学校

2017年4月1日 改訂  
2026年4月1日 改訂

## ◆ はじめに ◆

いじめはいじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となるとともに、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

このようないじめ問題の背景には、暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった子どもに関わる大人の問題が根底にあり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られる行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、学校、家庭、地域社会で子どものモデルとなるべき大人一人ひとりが、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を高めると同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめ問題の解決を通して、子どもたち一人ひとりが「夢」や「高い志」をもち、何事にも挑戦し、その実現、未来創造に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを進めなければならない。

本校では文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」と和歌山県教育委員会による「学校いじめ防止基本方針作成の手引き」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめ未然防止、早期発見、早期対応について基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「初芝橋本中学校高等学校いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

## 目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え …2	第4章 早期対応 …9
1 基本理念	1 いじめ対応の基本的な流れ
2 いじめとは	2 いじめ発見時の緊急対応
3 いじめ防止、いじめに取り組むための組織	3 関係機関との連携
4 年間計画	第5章 インターネット上のいじめへの対応 …12
第2章 いじめ防止 …6	1 ネット上のいじめとは
1 基本的な考え	2 未然防止のためには
2 いじめ防止のための措置	3 早期発見・早期対応のために
第3章 早期発見 …8	4 チェーンメールの対応
1 基本的な考え	第6章 学校の取り組み …15
2 いじめ早期発見のための措置	第7章 重大事態への対処 …16
3 相談しやすい環境づくりをすすめるために	
4 地域の協力を得るために	

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、行政はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

本校では、誠実剛毅を校訓とし、たくましく育つ、社会人基礎力の育成を教育目標として、人権教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめとは

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的、肉体的苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。インターネットを通じて行われるものを含む。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

#### いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

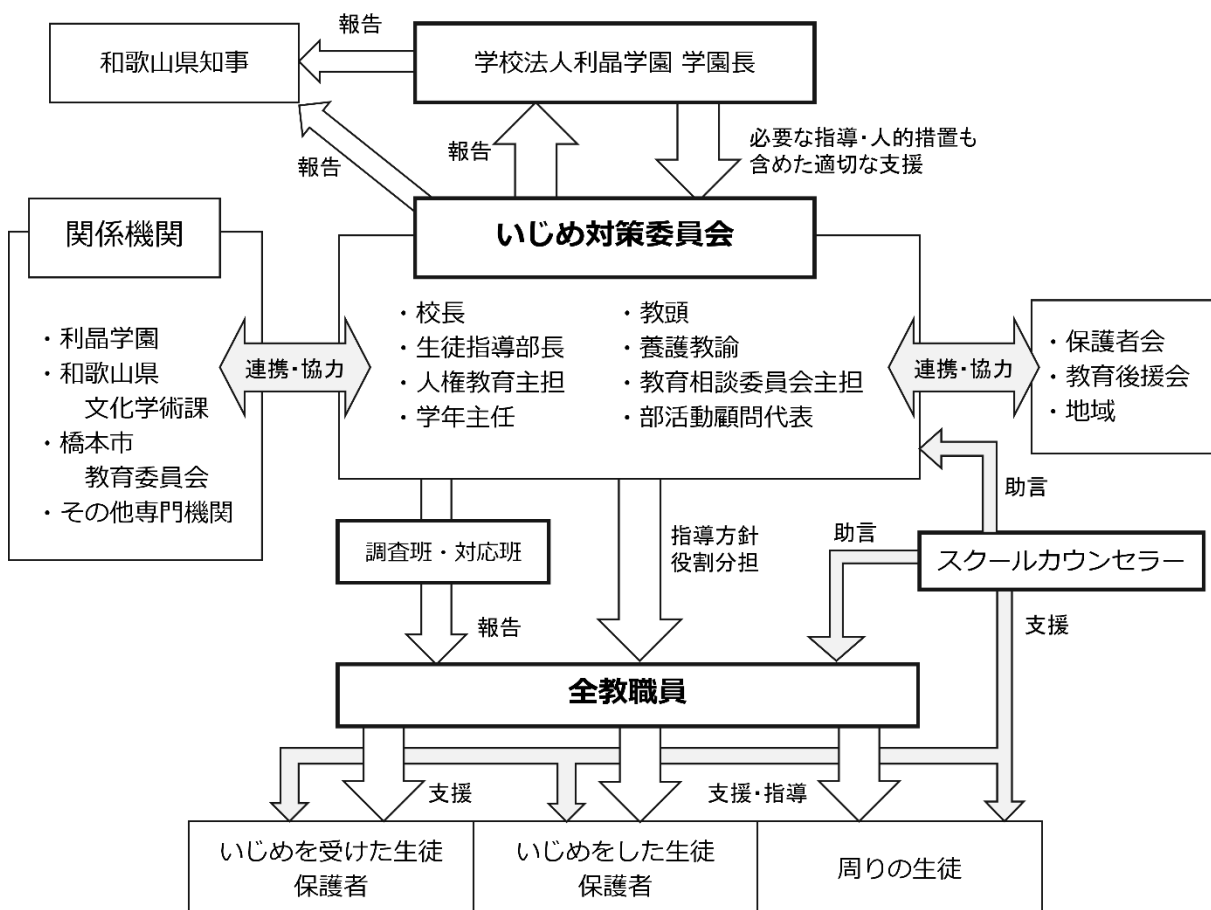
#### いじめの態様 <抵触する可能性のある刑罰法規>

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。  
→ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 \*刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。  
→ 暴行、傷害
- エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。  
→ 暴行、傷害
- オ 金品をたかられる。  
→ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
→ 窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
→ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
→ 名誉毀損、侮辱

### 3 いじめ防止、いじめに取り組むための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。

- (1) 名称 初芝橋本高等学校 いじめ対策委員会
- (2) 構成員 校長・教頭  
生徒指導部長・養護教諭・人権教育主担・教育相談委員会主担  
各学年主任・部活動顧問代表
- (3) 役割
  - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
  - イ いじめの未然防止
  - ウ いじめの対応
  - エ 教職員の資質向上のための校内研修
  - オ 年間計画の企画と実施
  - カ 年間計画の進捗チェック
  - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- (4) 緊急対応
  - <緊急対応会議> いじめ対策委員会構成員
  - ↓
  - <調査班編成> 学年主任・生徒指導部長・担任（部活顧問）  
教育相談委員
  - ↓
  - <対応班編成> 学年主任・担任（部活顧問）・学年教職員
- (5) 学校体制



#### 4 年間計画

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画し、実施する必要がある。

\*本基本方針に沿って、以下の通り実施し、学校全体で取り組む。

月	1年	2年	3年	学校全体
4月	新入生オリエンテーション 懇談週間	懇談週間	懇談週間	
5月	防災訓練	防災訓練	防災訓練	クラス状況アンケート
6月	体育祭	体育祭	体育祭	いじめアンケート クラス状況アンケート
7月	三者懇談	三者懇談	三者懇談	クラス状況アンケート
8月				クラス状況アンケート
9月	初橋祭	初橋祭	初橋祭	クラス状況アンケート
10月	体育祭 懇談週間	体育祭 懇談週間	体育祭 懇談週間	クラス状況アンケート
11月	美化活動	美化活動	美化活動	いじめアンケート クラス状況アンケート
12月	三者懇談	修学旅行 三者懇談	三者懇談	クラス状況アンケート
1月	人権・道徳教育	人権・道徳教育		クラス状況アンケート
2月	(スポーツ)スキー実習 探究発表会	探究発表会		クラス状況アンケート
3月				クラス状況アンケート (年間取組の検証)

#### ○クラス状況アンケートについて

アンケート実施→学年で共有→運営委員会で共有→必要に応じて職員会議、各部署と連携して対応。

アンケートは毎月20日に行い、25日に担任→学年主任→人権教育主担→運営委員会に提出。  
目的は担任から、気になる生徒を教えてください、必要に応じて職員全員で共有し、多くの目から見守ること  
でいじめを未然に防ぐ。

#### 5 取り組み状況の把握と検証（PDCA：計画・実行・評価・改善）

いじめ対策委員会は適宜、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめへの対処等、ケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

各クラス担任の先生方へ

いじめ対策委員会

クラス状況についてのアンケート

今月もアンケート調査にご協力ください。回収期限は 月 日 です。

年 組 担任

---

気になる生徒

- ① [ ]番 氏名[ ] 新規 ・ 先月より継続 ・ 復活
- ② [ ]番 氏名[ ] 新規 ・ 先月より継続 ・ 復活
- ③ [ ]番 氏名[ ] 新規 ・ 先月より継続 ・ 復活
- ④ [ ]番 氏名[ ] 新規 ・ 先月より継続 ・ 復活
- ⑤ [ ]番 氏名[ ] 新規 ・ 先月より継続 ・ 復活

上記の生徒個々で気になる内容(該当する箇所に○を付けて下さい)

- 質問 1 対人関係において暴力行為が見られる。
- 質問 2 対人関係において特定の人を非難、中傷する言動が目立つ。
- 質問 3 周りに迷惑をかける行動が目立つ。
- 質問 4 教員の指導などに素直に従わない行動が目立つ。
- 質問 5 近頃元気がない。
- 質問 6 孤立している姿が目立つ。
- 質問 7 欠席、遅刻が目立つ。
- 質問 8 休憩時間は常に教室におらず、廊下などでうろうろしている。
- 質問 9 早朝テスト、定期考査などテストの点が急激に下がっている。
- 質問 10 いじめ(加害、被害ともに)に関わっていそうな言動がある。
- 質問 11 その他

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7	質問 8	質問 9	質問 10	質問 11
①											
②											
③											
④											
⑤											

自由記述欄

## 第2章 いじめ防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

### 1 基本的な考え

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。特に生徒が、他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取り組みの中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

#### (1) 教職員の気づきが基本

普段から教職員が生徒たちと場を共有することが必要。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

#### (2) 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な計画を立て、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることを検討する。

配慮を要する生徒たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

#### (3) 未然防止の基本的な考え方

主体的な活動をとおして、生徒たちが自分自身を「価値ある存在」と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。

配慮を必要とする生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめ発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

## 2 いじめ防止のための措置

### (1) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気や関係が大切である。そのために校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちに向き合う時間を確保し、心の通い合う教職員の学校づくりを推進する。

### (2) いじめに向かわない態度・能力を養成する。

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を高める。そのために、一人ひとりを人格ある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行い、人権感覚を磨く。

また、教職員は生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守る姿勢を確立する。

### (3) 豊かな心を育成する

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

### (4) 自尊感情を高める

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進める。その中で、「人に認められた」「人の役に立った」という経験が生徒たちを成長させる。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」との自己肯定感につながり、生徒を大きく変化させることができる。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

#### (1) 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない

集団の中で配慮を要する生徒たちの様子、生徒たちの些細な言動から、表情のある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのために生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

#### (2) 教職員のいじめに気づく力を高める

教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。また、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒たちの様子に目を配り、「生徒のいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることによって、いじめ発見の効果を高める。

### 2 いじめ早期発見のための措置

#### (1) 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の機会に生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を設けることはいじめ発見に効果がある。また、教室には、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

#### (2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

#### (3) 手帳の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には手帳を利用留守など、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### (4) 懇談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中で教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境づくりをすることが重要であり、それは教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成される。

また、定期的な懇談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。生徒たちが精神的に不安定になりがちな定期考査前の時期などに全校生徒を対象とし教育相談週間を設け、生徒指導室や懇談室を開放し、各学年の教員が待機し、生徒の相談に応じられるような体制を整備する。

#### (5) いじめ実態調査アンケート（生徒対象）～アンケートは、実施時の配慮が重要～

実態に応じて随時実施する。少なくとも年2回以上実施。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。

### 3 相談しやすい環境づくりをすすめるために

#### (1) 本人からの訴えには

- ・心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や懇談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いなく傾聴する。

＊事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

#### (2) 周りの生徒からの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

#### (3) 保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気づいたときに、即座に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ・問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくようにする。
- ・生徒の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあるので、保護者の気持ちを十分に理解して接する。

### 4 地域の協力を得るために

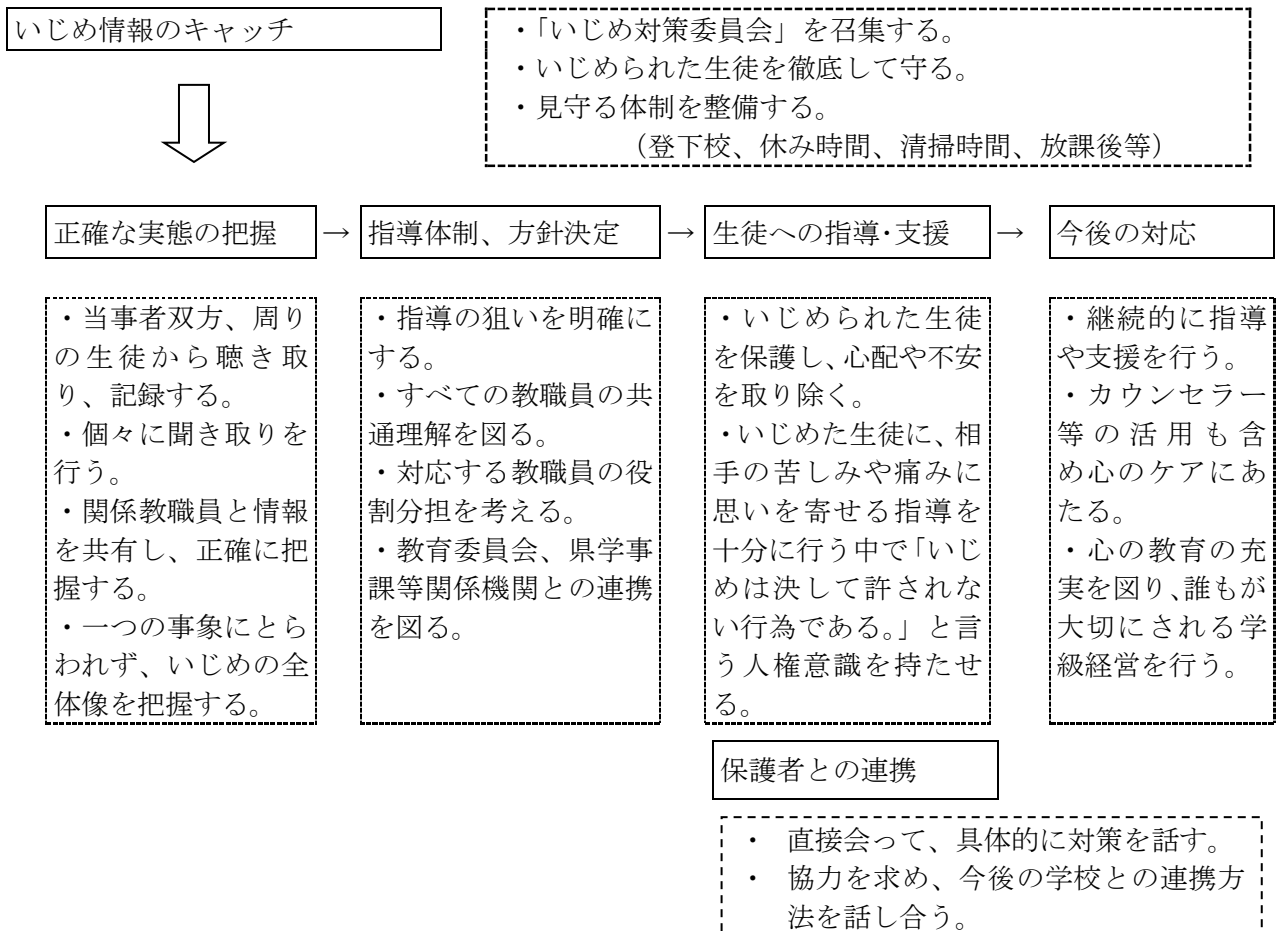
地域連絡協議会などの学校と生徒たちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「生徒の見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団、教育支援センター等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

## 第4章 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



### 2 いじめ発見時の緊急対応

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認をする。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が関係機関（文化学術課、教育委員会、学園等）に報告し、相談する。

#### (1) 安全確保 ～いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す～

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合には、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## (2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

## (3) 指導・支援・助言と情報提供

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

## ○いじめられた生徒に対して

### \*生徒へのアプローチ

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### \*保護者へのアプローチ

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

## ○いじめた生徒に対して

### \*生徒へのアプローチ

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

### \*保護者へのアプローチ

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ○周囲の生徒たちへのアプローチ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

#### (4) 継続した指導について

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。ここでいう「継続した指導」とは以下のことである。

- ・ 懇談、手帳、手紙などで積極的に係わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

### 3 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応を取る。

\*なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、和歌山県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

## 第5章 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒達のパソコンやタブレット、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上で SNS や Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### ○トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上でのいじめ	特殊性による危険
メールでのいじめ ブログでのいじめ 学校非公式サイト(裏サイト)でのいじめ SNS でのいじめ (例) 生徒 A が友達数人に限定したグループ SNS だからと安心して、生徒 B の悪口を書き込んだ。それを生徒 C が友人に転送し、B の知るところとなった。その後、別の SNS で A への誹謗中傷が大量に書き込まれた。 動画共有サイトでのいじめ (例) 生徒 A は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子はスマートフォンでも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。	匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 掲載された個人情報や画像は、情報のコピーや加工が容易にできることから、流出、悪用されやすい。 スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## 2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

### ～保護者会等で伝えたいこと～

#### ○未然防止の観点から

生徒たちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。

インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。

「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識する。

#### ○早期発見の観点から

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談する。

### ～情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント～

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

#### ○インターネットの特殊性を踏まえて

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

## 3 早期発見・早期対応のために

#### ○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

- ・書き込みや画像の削除に向けて  
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。  
※学校非公式サイトでの削除も同様

#### ○指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

書き込み等の削除の手順（参考）

ネット上のいじめの発見  
生徒・保護者等からの相談

- 1 書き込みの確認
- ・掲示板のアドレスを記録
  - ・書き込みをプリントアウト
  - ・スクリーンショットの保存など

2 SNS・掲示板等の管  
理人に削除依頼

2により削除されない場合  
管理人等の連絡先が不明な場合

3 SNS・掲示板等のプロバ  
イダに削除依頼

2・3の方法でも削除  
されない場合

- 4 削除依頼メールの再確認
- ・警察へ相談
  - ・法務局、地方法務局に相談

削除確認  
生徒・保護者等への説明

## 第6章 学校の取り組み

### ○教職員の資質能力の向上

教職員の日頃の言動が、児童生徒に与える影響を考え、教職員の人権意識や指導の技能を向上させるため、いじめの防止等に対する教職員のあるべき姿勢について整理しておく。

その際、教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながることを留意しておかなければならない。特に、体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為である。体罰により児童生徒を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長させるものであり、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあることを認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める。

### ○家庭・地域との連携

いじめの防止等を円滑に行うため、家庭・地域と連携した取組について整理しておく。

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。

また、いじめの防止等の取組について、保護者の理解を得て、保護者会総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施するなど、校外での生徒の様子を把握する。

### ○継続的な指導・支援

教職員等の対応によっては、いじめが解決したと思っても、逆に複雑化、深層化してしまい、教職員等からいじめが見えにくくなることもある。また、いじめる対象が変わったり、立場が逆転していたりする場合もある。

いじめを解消するためには、関係する児童生徒を組織的かつ継続的に指導・支援することが必要であることを整理しておく。

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。

いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童生徒の言動を継続的に把握する。

### ○取組内容の点検・評価

取組内容については、学校評価を活用するなどして、適時・適切に点検・評価することが必要である。その際、単に、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、『「いじめ問題への取組について」のチェックポイント』（和歌山県「学校いじめ防止基本方針作成の手引き」）を活用するなどして、教職員が効果的にいじめの防止等に努め、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 第7章 重大事態への対処

法で規定する重大事態が発生した際、直ちに適切な対処を行わなくてはならない。国基本方針等に示しているように、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したのとして報告・調査等にあたることが大切である。

調査を行う場合、和歌山県文化学術課・教育委員会の指導のもと、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが必要である。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係の確認を直ちに行う。

なお、調査のために実施したアンケート等の回答については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明することが必要である。

また、調査により明らかになった事実関係については、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

### (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに和歌山県文化学術課・教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。